8

法人番号の記入について

1 「法人番号欄」(③欄) が空欄の場合、国税庁から通知された13桁の法人番号を 記入してください(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しない ようご注意ください。)。

法人番号は支店や事業所ごとには指定されませんので、支店や事業所についても、 各法人に指定された法人番号を記入してください。

労働保険事務組合が労働保険番号の基幹番号単位で申告書を作成する場合は、法 人番号欄に労働保険事務組合の法人番号を記入してください(法人番号が指定され ていない労働保険事務組合については、空欄としてください。)。

ただし、労災保険のメリット制が適用となる委託事業場において個別に作成する 申告書には、委託事業場に指定された法人番号を記入してください。なお、委託事 業場が法人でない場合は、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(個 人番号の記入はしないでください。)。

また、前年度までに法人番号をご登録いただいている場合は送付した年度更新申 告書に印字されてありますが、訂正する場合はP.3をご参照の上、訂正してください。

記入例 2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当をする場合)

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠 出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。 充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1||「労働保険料のみ充当|

→ 記入例2①へ (P.15)

充当意思「2」「「一般拠出金のみ充当」

→ 記入例2②へ (P.16)

充当意思「3」「労働保険料及び一般拠出金に充当」

→ 記入例2③へ (P.17)

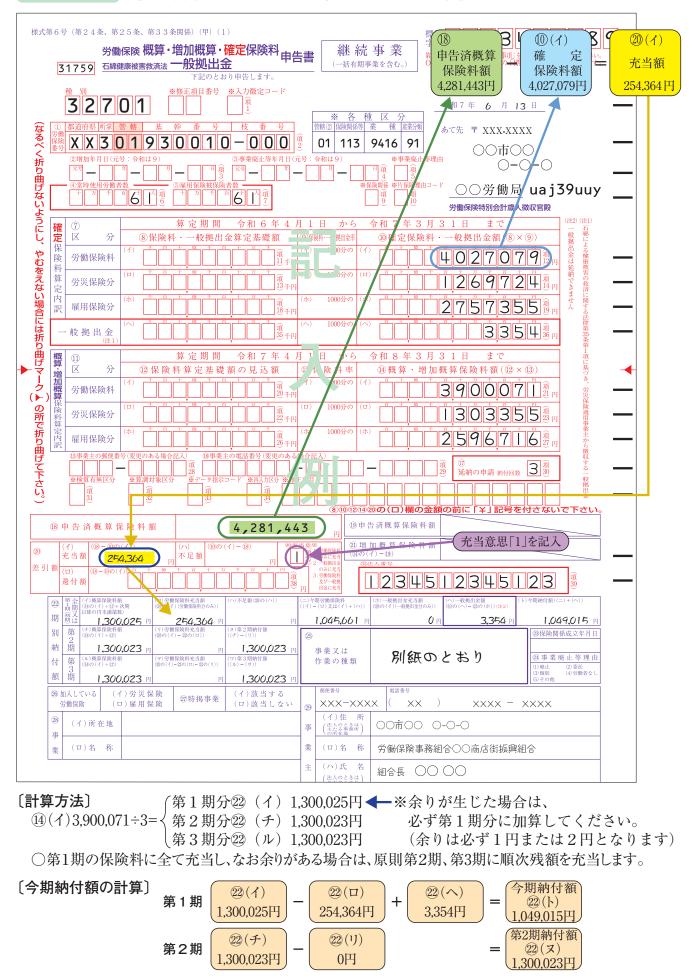
「⑳充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当で きますので、事務手続が簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

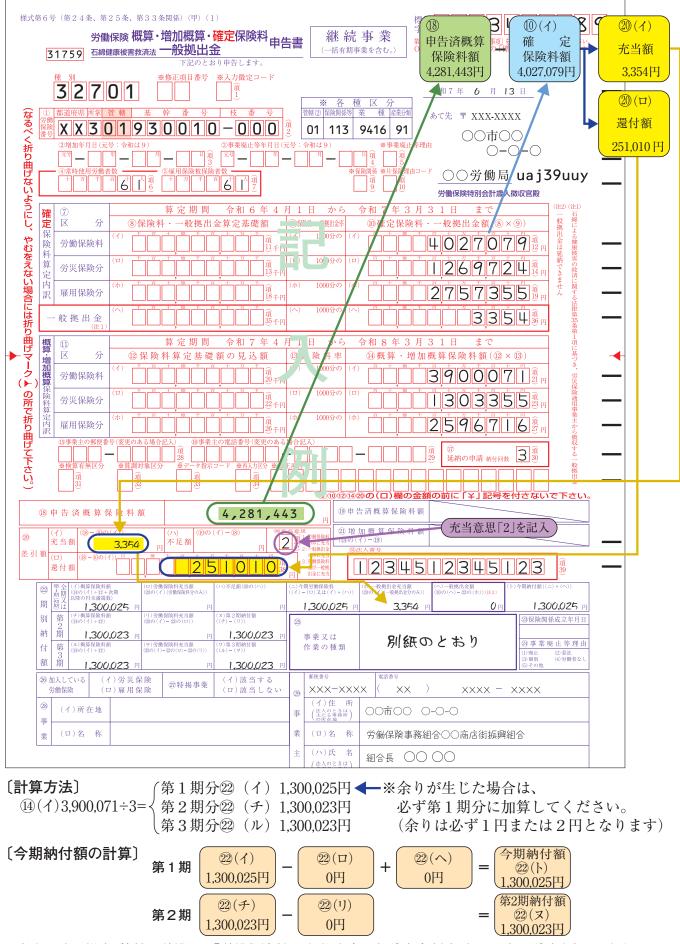
- (1) 充当額については、
 - 「⑩充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。 労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、余りは一般拠出金に充当されないため、 7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - 「⑩充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。 一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、余りは労働保険料に充当されないた め、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - 「⑩充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。 充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません(申告書の提出は必要です)。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「⑩充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「⑳充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、 第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険 料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

なお、還付の請求手続については、P.18の「記入例3 充当後還付額が出る場合」を参照 ください。

記入例2① 労働保険料のみ充当した場合の例

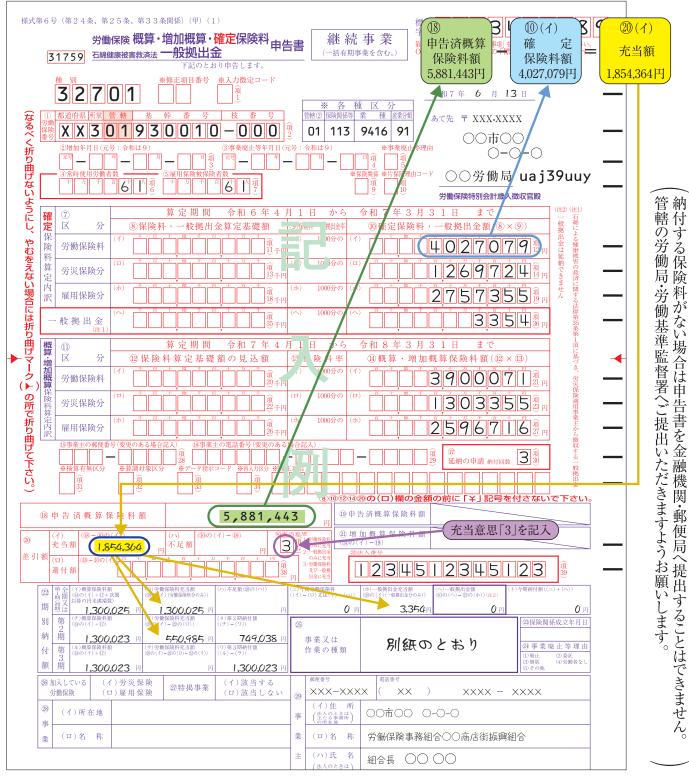


記入例2② 一般拠出金のみ充当した場合の例



還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例2③ 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例



[計算方法] (第1期分②(イ)1,300,025円 ← ※余りが生じた場合は、

 $\mathfrak{A}(4)3,900,071 \div 3 = \langle 第2期分② (チ)1,300,023円 必ず第1期分に加算してください。$

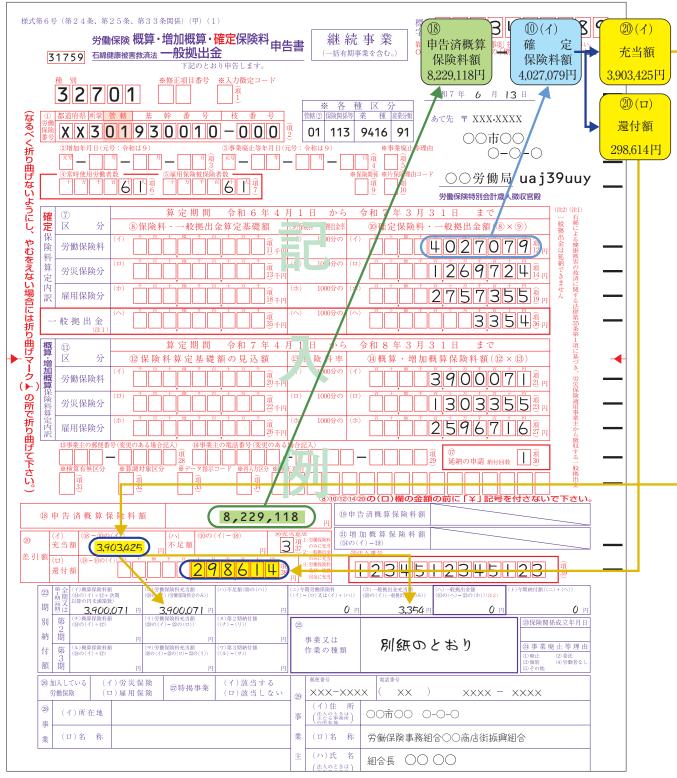
(第3期分② (ル) 1,300,023円 (余りは必ず1円または2円となります)

第1期分労働保険料の充当を行い、その後一般拠出金を充当します。

なお余りがある場合、第2期分以降の労働保険料に残額を充当します。(計算が他の場合と異なりますのでご注意ください。)



記入例3 充当後還付額が出る場合



還付額が出た場合、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を 行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。 管轄の労働局へご提出いただきますようお願いします。